

令和5年度 尾花沢市介護保険料

保険料は世帯の市民税課税状況および第1号被保険者（65歳以上の方）の所得に応じて、10段階に分かれます。令和5年度の介護保険料は下表のとおりです。

令和3年度～令和5年度
基準額（年額） 65,520 円

介護保険料段階一覧

段階	対象者区分	保険料年額	
第1段階	本人が市民税非課税	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が80万円以下	19,656 円
第2段階		○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が120万円以下	32,760 円
第3段階		○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得金額が120万円を超える	45,864 円
第4段階		○世帯に市民税課税者ありで、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得額が80万円以下	58,968 円
第5段階		○世帯に市民税課税者ありで、本人の前年の課税対象年金収入額 + その他の合計所得額が80万円を超える	65,520 円
第6段階	本人が市民税課税	○本人の前年の合計所得額が120万円未満	78,624 円
第7段階		○本人の前年の合計所得額が120万円以上210万円未満	85,176 円
第8段階		○本人の前年の合計所得額が210万円以上320万円未満	98,280 円
第9段階		○本人の前年の合計所得額が320万円以上430万円未満	111,384 円
第10段階		○本人の前年の合計所得額が430万円以上	124,488 円